融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	山口市水洗便所改造資金融資(1-13)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)山口市が水洗便所改造資金融資の斡旋を決定した方。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。
お使いみち	・汲み取り便所を水洗便所に改造する資金。 ・配水管その他排水設備を改造する資金。 ・浄化槽による生活排水設備改造するための資金。
ご融資金額	・１万円以上３００万円以内（１万円単位）で山口市の査定した金額。
ご返済期間	・６０ヶ月以内。 ただし、(株)オリエントコーポレーション保証の場合は、６ケ月単位となります。
ご融資利率	・固定金利。みずほ銀行長期プライムレートに年０．１％を加算した利率を適用させていただきます。 （実行月より２ヶ月前のみずほ銀行長期プライムレート（改定後）を基準とします。）
ご返済方法	・毎月元金均等分割返済とします。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。 ・(株)オリエントコーポレーションによる保証も可能です。詳しくは、当金庫本支店窓口にお問い合せください。
保 証 料	・不要です。 ただし、(株)オリエントコーポレーションによる保証の場合は、以下の通り、融資実行時に一括前払い(年１．５０％)で保証会社へお支払いいただきます。 【ご融資金額１万円の場合の一括払い保証料例（円）】

保証料率	6ケ月	12ケ月	18ケ月	24ケ月	30ケ月	36ケ月	42ケ月	48ケ月	54ケ月	60ケ月
年１．５０％	43	81	119	156	194	232	271	309	347	385

生命保険	・不要です。
手 数 料 等	・不要です。
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫